

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年3月22日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、生活保護費を「不正に」受給したことがなく、返還金が発生するはずはない。したがって、返還金額を請求する本件処分は、違法・不当である。

請求人は、本件返還対象期間中に処分庁から提出を求められた資料・書面については、長男に係る書面も含めて、全て署名・押印して提出し、また、必要な報告を行うなど誠実に対応している。一方、処分庁は、請求人による自己情報開示請求に対して不存在決定を行うなど、不誠実な対応に終始しており、非は処分庁にある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年10月 2日	諮問
平成30年11月22日	審議（第27回第1部会）
平成30年12月21日	審議（第28回第1部会）
平成30年12月27日	処分庁に調査照会
平成31年 1月15日	処分庁からの回答を収受
平成31年 1月18日	審議（第29回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

そして、同項にいう「厚生労働大臣の定める基準」として制定されている「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号）別表第1・第1章・1・(1)は、基準生活費について地域の級地に応じて定めるとし、別表第9・1・(1)は、請求人の居住する〇〇区は、1級地-1に該当するものと

定める。その上で、別表第1・第1章・1・ア・(ア)によれば、基準生活費の額として個人別に適用される基準額（第1類）のうち、12歳から19歳までの被保護者に対して適用される基準額②は、39,170円と定められている（以下「第1類生活費」という。）。

(2) 費用返還義務について

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであると解されている（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象とすべきであるが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等（以下「自立更生費等」という。）については、返還額から控除して差し支えないとされている。

ウ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2・答2及び3によれば、収入の増減が事後になって明らかとなっても、扶助費の額の遡及変更の限度は3か月程度（確認月からその前々月までの分）と考えるべきであり、それ以前の返納額は法63条により処理すべきであるとされている。

エ 東京都の各福祉事務所から寄せられた生活保護の取扱いに関する疑義照会事例のうち、他の福祉事務所の業務の参考に供するものとしてまとめられた「生活保護運用事例集2017」（平成29年3月 東京都福祉保健局生活福祉部保護課編。以下「運用事例集」という。）問8-29・答によれば、被保護者が警察官署に留置された場合の保護の取扱いについて、「当該被保護者が警察に留置、拘束されている間の最低生活費については、日割り計算を行って削除（減額）することとなる。」とされている。

また、運用事例集問11-5・答によれば、「保護受給中に実際に収入があり、その収入が認定されなかったことによって、その結果として、保護費の過大な支給が行なわれた」場合についても、被保護者に対して、法63条の規定に基づいて返還を求めることとなるとされている。

(3) 高等学校等就学費について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・8・(2)・イ・(ア)によれば、「高等学校等就学費は、高等学校等に就学し、卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則として当該学校における正規の修学年限に限り認定すること。」、また「保護開始時に既に高等学校等に就学している場合には、原則として、正

規の修学年限から既に就学した期間を減じた期間に限り認められるものであること。」とされている。

(4) 収入額の認定について

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・3・(1)・ア・(ア)によれば、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」とされている。

イ 次官通知第8・3・(4)によれば、「勤労に伴う必要経費」について、同・(1)のアに掲げる収入を得ている者については、別表「基礎控除額表」の額を認定することと規定し、別表に各収入金額区分に応じた控除額（月額）が具体的に定められている。

また、未成年者については、別に定めるところにより、月額11,400円をその者の収入から控除することとされている。

2 本件処分について

- (1) 法63条の規定は、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還により生活保護制度の趣旨を全うするために設けられた仕組みであると解せられるのであるから（上記1・(2)・アの判例を参照）、被保護者に資力が発生したにもかかわらず、保護を受けたと認められる以上、当該資力に相当する支給済保護費に対して法63条の規定を適用しなければならないものである（上記1・(2)・イの問答集の回答を参照）。そのことは、保護受給中に実際に収入があり、その収入が認定されなかったことによつて、その結果として、保護費の過大な支給が行なわれた場合であっても、異なることはない（上記1・(2)・

エ)。そして、収入の増減が事後になって明らかとなった場合、3か月程度（確認月からその前々月までの分）以前の返納額は、保護費の支給の調整によるのではなく、法63条により処理すべきであるとされている（上記1・(2)・ウ）。

(2) そして、処分庁は、請求人が、処分庁に対し、適正に収入申告を行うとともに、長男の高校退学等の事実を報告していたこと、及び、本件処分が、処分庁の事務遅滞等を原因としたものであることを、認めているのである。

(3) その上で、処分庁は、平成28年4月に長男が少年鑑別所に入所していた期間（同月7日から同月28日までの22日間）の長男に対する第1類生活費の額（39,170円）の日割額（28,724円）、及び本件高校の退学（平成28年11月30日）に伴い支給理由のなくなった平成28年12月分から平成29年4月分までの各本件高校就学費（各月計12,270円。1・(3)）をそれぞれ過大に支給した保護費として認定し、また、長男が平成28年9月以降、平成29年4月までの間、各月收入を得ていたことから、当該各収入額から、次官通知に定める控除を行った上で（1・(4)・イ）、改めて収入認定を行い、当該各収入額に相当する額を過大に支給した保護費として認定したものであり、各返戻金額及び各収入額の合計額は法63条にいう「資力」に該当するといえる。

そして、処分庁は、本件返還対象期間において発生した資力（1,399,753円）が当該期間に支給した本件支給済保護額（2,490,186円）よりも少なかったとして、本件支給済保護額のうち当該発生した資力の額に相当する額を本件返還対象額として、法63条の規定に基づく本件返還決定金額としたものである。

なお、返還額の決定に際し、返還額から自立更生費等を控除して差し支えないとされているところ（1・(2)・イ）、処分庁は、

本件返還対象期間中（平成28年4月から平成29年5月まで）及び今後における自立更生費等に該当する出費の有無及び出費の予定の有無について、該当する出費の具体例を挙げつつ請求人に聞き取りを行い、請求人からないとの回答を得た事実が認められる。よって、返還免除額を0円とし、本件返還対象額を全額本件返還決定金額とした処分庁の判断は妥当である。

- (4) ところで、本件返還対象期間（平成28年4月から平成29年5月まで）における支給済保護額の累計額は、正しくは2,477,916円であって、本件支給済保護額（2,490,186円）には違算があることが認められる。しかしながら、本件支給済保護額を上記の支給済保護額の累計額に正しく改めたとしても、請求人に対する本件返還決定額は変更するものではなく（上記(3)）、請求人に不利益な措置とはならないことから、当該違算をもって本件処分を取り消す理由とはならない。また、本件返還決定金額についてのその余の算出過程については、特に誤りは認められない。

以上により、本件処分は、上記取消理由とすることができない一点を除いて、結論において妥当なものと認められる。

- 3 請求人は、第3のとおり、本件処分の違法性・不当性を主張している。しかし、保護受給中に実際に収入があり、処分庁の事務遅滞等を原因として、その収入が認定されなかったことにより、保護費の過大な支給が行なわれた場合であっても、法63条の規定に基づく返還請求を行うことが可能であることは、上記2・(1)に示したとおりであるから、請求人の主張を本件処分の取消理由として採用することはできない。

また、請求人は、収入申告や長男の本件高校の退学など適切に報告していたにもかかわらず処分庁がそれらを放置したことや、請求人による本件返還請求に係る自己情報開示請求に対して不存在決定を行うなど、処分庁は不誠実な対応に終始していることを挙げ、非

は処分庁にある旨を主張する。しかしながら、上記 2・(1)に示したところに照らせば、上記請求人主張の事情は、いずれも本件処分を取り消す理由とはなり得ないから、請求人の主張を本件処分の取消理由として採用することはできない。

ところで、処分庁は、本件処分が自らの事務遅滞等を原因としたものであることを認めている（上記 2・(2)）。保護費の過支給について、法 63 条によって返還を求めることができるとしても、処分庁において保護費の返還決定に時間を要すると、その間に保護費等を全額費消してしまい、請求人による返還対象額の返還が一層困難になることが考えられる。当審査会としては、処分庁に対し、今後の処分において速やかな事務処理を要請するものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙（略）